

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成三十年五月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

指定番号	第二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成三十年四月二十七日
指定に係る道路の位置	埼玉県入間市河原町千三百番五、千三百七番七、千三百七番十六、千三百七番二十八の各一部及び河原町千三百番五、千三百三番三、千三百三番十三、千三百七番七、千三百七番十六、千三百七番二十八の各先
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	二十二・六六
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	四・二から五・〇